

いじめ重大事態を受けての再発防止策について

令和8年9月
見附市教育委員会

見附市教育委員会では、市内で発生したいじめ重大事態について、外部有識者で構成された重大事態対策委員会による調査を依頼し、その調査報告書の概要を公開しました。本調査報告書概要において指摘された学校及び教育委員会の対応上の問題（特に、いじめ発生予防に向けた取組・教育やいじめの早期発見・即時対応の取組、教員の業務削減に向けた取組）について真摯に受け止め、下記の再発防止策のもと組織として取り組むとともに、学校、関係機関と家庭が連携して問題の解決にあたることとする。

1 いじめ防止の体制について

- 教育委員会は、「見附市いじめ防止基本方針」に基づいて、校長会、教頭会を通じて、いじめ防止について確認し、学校の教職員のいじめ問題への指導力向上を図る。
- 教育委員会は、いじめの相談を受け付ける窓口を整備し、児童生徒及びその保護者が困ったときに連絡しやすい体制を整える
- 教育委員会は、いじめ防止及び学校の対応に対する保護者の理解を図るために、年度初めに「見附市いじめ防止基本方針」ならびに、いじめ防止対策推進法に基づく学校の対応への保護者の理解を深める資料を保護者に周知する。
- 学校は、毎年度「学校いじめ防止基本方針」の更新を行い、年度当初の保護者会で説明するとともに、学校のHPで公表する。また、年度当初教員間で読み合わせを行い、内容の十分な共通理解を図る。
- 学校は、「いじめ防止対策推進法」及び新潟県、見附市、及び各校の「いじめ防止基本方針」に関する職員研修を年間研修計画に位置付ける。
- 学校は、いじめ早期発見のためのQ-Uアンケートや定期的ないじめアンケート、発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングを、各校の「いじめ防止の年間計画（いじめ防止プログラム）」に位置付ける。
- 学校は、年度当初に「いじめ防止の年間計画（いじめ防止プログラム）」及びいじめに対する対応の基本方針を学校だよりや保護者への説明会等を通じて周知し、学校、家庭が一体となっていじめ問題に対応することを確認する。
- 学校は、児童生徒への講話や教職員の研修等など法教育に関する取組を行う。
- 学校は、年度当初に「いじめ防止対策委員会」の構成員を確認する。

2 いじめ認知の際の対応について

- 教育委員会は、各学期1回各学校を訪問し、いじめ認知の際の対応、及び学校の支援体制を確認する。
- 教育委員会は、いじめ認知の際の児童生徒の指導方法、保護者への適切な対応の仕方などについて管理職研修を実施する。
- 教育委員会は、学校から毎月報告される「いじめ月例報告」の内容について、教育委員会事務局内で情報共有するとともに、その状況を精査し、学校の対応に問題があれば、学校に対して速やかに指導・助言を行う。

- 教育委員会は、「いじめの防止対策委員会の議事録」、「児童生徒及び保護者からの聴き取り記録」、「いじめ解消の際の記録」の様式を作成し、各学校が利用できるようにする。
- 学校は、いじめ認知の際の児童生徒の指導方法、保護者への適切な対応の仕方などについて校内の生徒指導研修を実施する。その際、以下の点について具体的な事例を通して確認する。
 - ・ いじめられている児童生徒の話をよく聞き、その児童生徒を守り通すことを最優先に支援を行う。
 - ・ 保護者連絡を適時に確実に行之、その思いを受け止めて支援を進める。
 - ・ 「いじめられている側にも問題がある」という、いわゆる「お互い様」の考え方で児童生徒に接することがないように、特に対応の初期段階においては、このような見方を厳に慎む。
 - ・ 被害児童生徒が学校で安全・安心に生活できることを最優先に、加害児童及び加害保護者に指導するとともに、加害児童が自己を振り返り成長できるよう支援する。
 - ・ 謝罪は解決ではないため、児童生徒同士の謝罪の場をもつ場合は、慎重に検討する。
 - ・ 不登校の要因について、学校のみとりによるものだけとせず、本人や保護者と丁寧に関わり、その背景をしっかりと確認する。また、オンライン授業や教育支援センター、フリーラボみつけ、フリースクール等の積極的な活用を検討する。
- 学校は、認知したいじめに関して「いじめ防止対策委員会の議事録」、「児童生徒及び保護者からの聴き取り記録」を作成し、確実に保管する。
- 学校は、いじめ解消と判断する際、児童生徒及び保護者に(1)いじめの行為が止んでいること (2)被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確実に確認し、その記録を残す。

3 いじめ重大事態の認定について

- 教育委員会は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省発行）の重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条）に基づき、重大事態の判断を速やかに行う。
 - ・ 不登校に係る重大事態の認定にあたっては、年間 30 日という欠席日数の形式的基準にのみ依拠せず、「学習の機会が実質的に確保されているか」「心身の苦痛により通常の教室に登校できない状態が継続しているか」を実質的な判断基準に加え、いじめの認知から遅くとも 1 か月以内に速やかな認定を行う。
- 教育委員会は、学校が適切に重大事態の認定を行えるよう、校長会、教頭会等で上記の判断の基準について周知を行う。

4 教員の業務削減に向けた取組

- 教育委員会は、策定した業務量管理・健康確保実施措置計画に基づき、学校の教職員がこども一人一人を丁寧にみとることができる時間を生み出せるよう、業務の精選や効率化を推進する。